

# 子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和4年12月15日

報告事項件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 令和4年10月1日の保育所等利用待機児童の状況について . . . . .	2
(2) 社会福祉法人朝陽会（旧南流山福社会）の状況について . . . . .	7
(3) いづみ保育園への対応状況について . . . . .	10

( 教育委員会 )

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年12月15日

件名	<b>令和4年10月1日の保育所等利用待機児童の状況について</b>							
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課							
内 容	<b>1 令和4年10月1日現在待機児童数 41人</b> (うち、フルタイム就労世帯 22人) (単位：人)							
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計	
	申込者数 [A] (継続利用児含む)	1,771	2,409	2,585	2,603	4,997	14,365	
	保育施設在園児数	認可保育所	1,027	1,953	2,247	2,500	4,745	12,472
		認定こども園	6	40	51	90	229	416
		小規模保育	117	145	133	-	-	395
		家庭的保育	86	131	115	-	-	332
		公設民営認可外	4	19	19	11	21	74
	保育施設在園児数合計 [B]	1,240	2,288	2,565	2,601	4,995	13,689	
	から除外した児童数	認証保育所利用	24	24	4	-	-	52
		幼稚園利用	-	-	1	1	1	3
		企業主導型保育利用	12	4	3	1	-	20
		育児休業※1	347	46	1	-	-	394
		私的理由※2	111	40	8	0	1	160
		求職活動休止	2	2	2	-	-	6
除外した児童数合計 [C]	496	116	19	2	2	635		
待機児童数 [A] - [B] - [C]	35	5	1	0	0	41		
※1 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合 ※2 近隣に利用可能で空きがある保育所等があるにも関わらず、希望していない場合								
<b>2 年齢別待機児童数</b> (単位：人)								
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
R4.4	0	0	0	1	0	0	1	
R4.10	35	5	1	0	0	0	41	
4月との差	35増	5増	1増	1減	増減なし	増減なし	40増	

### 3 地域別待機児童数及び施設空き状況

(単位：人)

ブロック	0歳児		1歳児		2歳児	
	施設 空き	待機数	施設 空き	待機数	施設 空き	待機数
1 千住地域	15	※ 3	31	0	69	0
2 綾瀬地域	4	0	3	0	15	0
3 中川地域	1	0	1	0	1	0
4 佐野地域	1	※ 4	14	0	4	※ 1
5 中央本町地域	2	0	3	0	7	0
6 梅田地域	6	※ 2	10	0	5	0
7 西新井・島根地域	0	3	3	0	4	0
8 六町地域	0	5	6	0	5	0
9 竹の塚地域	1	※ 6	6	※ 1	27	0
10 宮城・小台地域	0	0	7	0	21	0
11 江北・扇地域	0	7	1	※ 1	13	0
12 鹿浜地域	0	5	4	※ 1	4	0
13 舎人地域	1	0	0	0	0	0
14 新田地域	1	0	2	※ 2	2	0
区全体	32	35	91	5	177	1

※ 地域内に空きがあっても、自宅からの距離が離れている場合や、開所時間と利用時間が一致しない場合は待機児童として集計

### 4 年齢別空き定員数

(単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計
R4. 4	395	225	258	295	917	2,090
R4. 10	32	91	177	248	886	1,434
4月との差	363減	134減	81減	47減	31減	656減

### 5 各種状況

令和4年10月1日現在の入所状況、地域別定員受入可能数及び、待機児童数の集計方法等はP4～6のとおり

### 6 年度途中の待機児童対策案

- (1) ベビーシッターの利用支援
- (2) 事業者に入所保留者の発生状況を情報発信
- (3) 入所不承諾となった保護者への情報提供の強化

問題点  
今後の方針

上記を踏まえて、足立区待機児童解消アクション・プラン（令和4年度版）の改定を行い、1月の各会議体で報告する。

# 1. 令和4年10月1日現在の年齢別入所状況

## ①特定教育・保育施設（2号認定・3号認定）

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						管外委託 (再掲)	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計		
認可保育所	公立※1	27	126	350	423	527	1,142	2,568	125	334	399	468	990	2,316	17
	公設民営	14	81	204	269	295	613	1,462	80	203	262	281	571	1,397	4
	私立※2	112	818	1,434	1,666	1,912	3,852	9,682	822	1,416	1,586	1,751	3,184	8,759	33
	小計	153	1,025	1,988	2,358	2,734	5,607	13,712	1,027	1,953	2,247	2,500	4,745	12,472	54
認定こども園	幼保連携型※1	2	—	22	29	40	86	177	—	13	19	25	67	124	—
	保育所型※1	1	—	13	14	15	32	74	—	13	14	11	36	74	—
	幼稚園型	4	9	18	40	87	169	323	6	14	18	54	126	218	3
	小計	7	9	53	83	142	287	574	6	40	51	90	229	416	3
幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	3	—	
<b>合計</b>	<b>160</b>	<b>1,034</b>	<b>2,041</b>	<b>2,441</b>	<b>2,876</b>	<b>5,894</b>	<b>14,286</b>	<b>1,033</b>	<b>1,993</b>	<b>2,299</b>	<b>2,591</b>	<b>4,975</b>	<b>12,891</b>	<b>57</b>	
他自治体へ委託[再掲]								1	9	7	8	32	57		
他自治体から受託[別掲]								13	35	36	46	80	210		

※1 入所抑制を反映した入所定員

※2 利用定員数（募集停止中の施設の定員を除く）

## ②特定地域型保育事業（3号認定）

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	
小規模保育	27	125	159	169	—	—	453	117	145	133	—	—	395	87.20%
家庭的保育※3	116	85	142	165	—	—	392	86	131	115	—	—	332	84.69%
<b>合計</b>	<b>143</b>	<b>210</b>	<b>301</b>	<b>334</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>845</b>	<b>203</b>	<b>276</b>	<b>248</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>727</b>	<b>86.04%</b>
他自治体へ委託[再掲]								—	—	—	—	—	0	
他自治体から受託[別掲]								6	5	4	—	—	15	

※3 休業中の事業者の定員を除く

## ③認可外保育施設

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	
公設民営認可外	2	6	19	23	13	28	89	4	19	19	11	21	74	83.15%
認証保育所	33	207	329	332	83	50	1,001	201	328	300	61	74	964	96.30%
認証保育所(区外)	—	—	—	—	—	—	—	3	8	9	2	4	26	
企業主導型	—	—	—	—	—	—	—	64	106	81	14	14	279	
企業主導型(区外)	—	—	—	—	—	—	—	1	3	3	2	1	10	
<b>合計</b>	<b>35</b>	<b>213</b>	<b>348</b>	<b>355</b>	<b>96</b>	<b>78</b>	<b>1,090</b>	<b>273</b>	<b>464</b>	<b>412</b>	<b>90</b>	<b>114</b>	<b>1,353</b>	

## 2. ブロック別定員受入可能数

(単位：人)

	保育施設空き状況 (認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、 区立認可外保育所、認証保育所)						受入 可能数
	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
1ブロック (千住地域)	43	15	31	69	61	133	309
2ブロック (綾瀬地域)	25	4	3	15	29	101	152
3ブロック (中川地域)	12	1	1	1	1	33	37
4ブロック (佐野地域)	25	1	14	4	33	102	154
5ブロック (中央本町地域)	28	2	3	7	14	48	74
6ブロック (梅田地域)	37	6	10	5	8	76	105
7ブロック (西新井・島根地域)	12	0	3	4	6	36	49
8ブロック (六町地域)	34	0	6	5	15	78	104
9ブロック (竹の塚地域)	35	1	6	27	1	40	75
10ブロック (宮城・小台地域)	5	0	7	21	35	51	114
11ブロック (江北・扇地域)	25	0	1	13	12	83	109
12ブロック (鹿浜地域)	28	0	4	4	3	51	62
13ブロック (舎人地域)	20	1	0	0	16	28	45
14ブロック (新田地域)	9	1	2	2	14	26	45
合計	338	32	91	177	248	886	1,434

※ 「定員受入可能数」は、各保育施設の「空き定員数」を示す。

※ 認証保育所以外は、令和4年11月入園分の募集人数

### 【参考】施設種別ごと受入可能数

(単位：人)

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計
認可保育所	153	12	31	109	205	835	1,192
認定こども園	7	1	9	16	34	43	103
小規模保育	27	3	13	31	0	0	47
家庭的保育	116	12	31	6	0	0	49
公設民営認可外	2	2	0	4	2	7	15
認証保育所	33	2	7	11	7	1	28
合計	338	32	91	177	248	886	1,434

## 【参考】待機児童数の集計方法

(単位：人)

項 目	令和4年 4月1日	令和4年 10月1日
<b>1.不承諾児童数(転園申請・取り下げ等を除いた数) ①</b>	<b>259</b>	<b>676</b>
<b>2.待機児童数に含めない児童 ② ((1)+(2)+(3)+(4))</b>	<b>258</b>	<b>635</b>
(1) 認証保育所・企業主導型保育事業・私立幼稚園を利用している	56	75
(2) 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合または、入所できたら復職することの同意書の提出がない場合	109	394
(3) 特定の保育所等を希望し待機している場合 (ア+イ+ウ)	86	160
ア 保育施設利用申込書に第1希望の施設のみを記入している	41	84
イ 管外の保育施設のみを希望している	0	0
ウ 自宅の近く(概ね半径1km以内)に利用可能で空きがある「認可保育所」、「小規模保育」、「給食を提供する家庭的保育(保育ママ)」又は、「認証保育所」があるが希望していない	45	76
(4) 保護者が求職活動を休止していることを確認した場合	7	6
<b>3.待機児童数 ③ (①-②)</b>	<b>1</b>	<b>41</b>

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年12月15日

件名	<b>社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について</b>																								
所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設指導・支援課																								
内容	<p>日ノ出町保育園を運営する社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会から法人名変更）の現在の状況について報告する。</p> <p><b>1 日ノ出町保育園の状況について</b></p> <p>(1) 副園長職の廃止 法人内異動に伴い、令和4年9月30日付で、副園長職（法人役員が兼職）が廃止となった。</p> <p>(2) 保育の状況について 9月27日、10月31日、11月17日に区職員（園長経験者）が日ノ出町保育園を訪問し、園長・主任保育士ヒアリング及び、保育観察を実施した。この結果、保育現場に混乱はなく、安定した保育が提供されていることを確認した。</p> <p><b>2 特定教育・保育施設指導検査の実施について</b></p> <p>日ノ出町保育園において適正な保育や施設の運営がなされているか確認するため、令和4年11月30日に東京都と合同で、子ども・子育て支援法の規定に基づく指導検査を実施した。 実施結果については、確定次第、別途報告する。</p> <p><b>3 利用定員の変更について</b></p> <p>法人からの要望に基づき、令和5年4月入所より日ノ出町保育園の利用定員を現在の195人から169人に変更する。 なお、利用定員変更は、千住地域における保育需要予測や、在園児の入所状況を踏まえ実施しており、待機児童及び在園児の保育継続に影響はない。</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="496 1697 1410 1872"> <thead> <tr> <th>クラス</th> <th>0歳児</th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>15</td> <td>20</td> <td><b>24</b></td> <td><b>30</b></td> <td>40</td> <td>40</td> <td><b>169</b></td> </tr> </tbody> </table>	クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	変更前	15	20	40	40	40	40	195	変更後	15	20	<b>24</b>	<b>30</b>	40	40	<b>169</b>
クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計																		
変更前	15	20	40	40	40	40	195																		
変更後	15	20	<b>24</b>	<b>30</b>	40	40	<b>169</b>																		
問題点 今後の方針	法人内の会計処理の適正化及び財務計画の改善状況を注視し、園児や保育園運営に影響が及ばないように、引き続き法人及び保育園現場の状況を確認していく。																								

## 足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過

年月日	内 容
H21. 4. 1	日ノ出町保育園民営化により、南流山福祉会（所轄：千葉県）が運営事業者となる（土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡）
H25. 4. 1	新田三丁目なかよし保育園の指定管理者に南流山福祉会（所轄：千葉県）を選定
H26. 10. 31	南流山福祉会が日ノ出町保育園の園舎を建て替え
H26. 12. 3	東京都が日ノ出町保育園で指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成25・26年度の不適切な支出について情報提供
H27. 4. 3	東京都が平成26年12月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成25・26年度の不適切な支出に関する報告を求める
H27. 12. 24	平成27年4月の足立区（子ども家庭部）からの要請を受け南流山福祉会が設置した第三者委員会による調査報告が足立区へなされた
H28. 11. 8	南流山福祉会が設置した第三者委員会の報告内容について、足立区財政援助団体等に関する調査委員会へ諮問したことに対する答申 ① 私立保育園における運営費の適切な取り扱いについて基準が示された ② この基準を踏まえ、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に対して、園長が行った不適切な支出を園会計に返還させると報告があった ③ 令和4年3月末時点で、令和4年2月分まで返還していることを確認済み（※ 令和7年度完済予定）
H29. 6. 12	足立区（子ども家庭部）が日ノ出町保育園の平成28年度運営費算定を誤ったことによる南流山福祉会への過払い分の返還要請（過払い分は令和3年3月に分割返納が終了）
R1. 8. 1	東京都が日ノ出町保育園に指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成29・30年度の不適切な支出について情報提供
R1. 12. 13	東京都が令和元年8月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成29・30年度の不適切な支出に関する報告を求めた ① 令和3年5月24日、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に、不適切と認めた支出を園長から園会計に返還させると報告 ② 令和4年3月11日、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、令和4年3月31日までに返還計画及び返還実績を報告するよう要請（令和4年7月末現在、返還計画及び返還実績は報告されていない）
R2. 11. 30	足立区（子ども家庭部）が新田三丁目なかよし保育園の指定管理者を解除し、直営園化（卒園・転園により、令和4年3月末から在園児童なし） 南流山福祉会は足立区において日ノ出町保育園1か所のみでの運営となる
R2. 12. 11	新田三丁目なかよし保育園の令和2年4月～11月分の指定管理委託料の精算書（約400万円の返還）の提出を依頼（令和4年7月末現在、精算書は提出されていない）

R3. 4. 30	南流山福祉会の法人本部の移転により、法人所轄庁が千葉県から足立区（福祉部）に移管され、社会福祉法に基づく指導監査の権限が移る
R3. 10. 22	南流山福祉会が法人名を朝陽会に変更
R4. 3. 18	朝陽会の理事会において、日ノ出町保育園の職員の給与から控除した社会保険料（約3,000万円）が未納であることが判明。また、日ノ出町保育園園長を令和4年4月30日付で解雇することを決定
R4. 3. 23	千葉県の指摘事項等の検証がほぼ終了したことから足立区（福祉部）が指導監査を実施
R4. 3. 30	園長解雇や社会保険料未納の件について、足立区（福祉部）から朝陽会に対し「法人指導にかかる依頼事項について」を送付（回答期限：令和4年4月15日）
R4. 4. 22	足立区（福祉部）が令和4年3月23日に実施した指導監査の結果として、以下を文書指摘 ① 監事1名の欠員補充 ② 評議員会の招集を適正に行うこと ③ 予算執行及び資金管理の体制確保（社保料未納の原因究明、再発防止等） ④ 過年度の不適正支出等の清算
R4. 4. 28	① 朝陽会が足立区（福祉部）に「法人指導にかかる依頼事項について」回答を提出 ② 園職員への説明結果を踏まえ、法人から足立区（子ども家庭部）に、園長の解雇時期を「6月末」まで延長すると連絡
R4. 5. 26	理事会において、園長の解雇時期を「10月末」まで延長
R4. 6. 6	足立区（福祉部）の指導監査における文書指摘に対し、法人が区へ改善状況報告書を提出
R4. 6. 21	臨時理事会において、新理事長の選任及び日ノ出町保育園の新園長の選任を承認
R4. 7. 1	新園長及び新副園長が就任 ※ 前園長は令和4年6月30日付け解雇
R4. 7. 3	法人が保護者説明会を開催し、新園長・副園長の就任及び、前園長の解雇理由について説明
R4. 7. 22	足立区（福祉部・子ども家庭部）から新理事長に対して、これまでの区・法人間の対応経過の確認資料を手渡し
R4. 8. 23	足立区（福祉部・子ども家庭部）が今後の法人運営の適正化の考え方について新理事長を始めとする法人幹部へのヒアリングを実施。法人の財政状況について、9月中に区に詳細な報告を行うことを要請
R4. 9. 30	法人内異動により、副園長職を廃止

※ 東京都とも情報共有し、連携して対応していく。

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年12月15日

件名	いづみ保育園への対応状況について																							
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課																							
内容	<p>保育士の大量退職により令和4年4月1日から保育を休止している「いづみ保育園（社会福祉法人泉光会いづみの杜）」への対応状況について報告する。</p> <p><b>1 再開希望時期等について</b></p> <p>令和4年10月20日に法人から保育士の採用状況が著しく悪いことを理由に、再開希望時期及び認可定員について以下のとおり予定を変更したいとの報告があった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再開時期</td> <td colspan="2">令和5年4月 <b>1日</b></td> <td colspan="2">令和5年4月 <b>以降</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">認可定員</td> <td><b>27名</b></td> <td><b>0歳児 7名</b></td> <td><b>20名</b></td> <td><b>0歳児 0名</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1歳児 10名</td> <td></td> <td>1歳児 10名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2歳児 10名</td> <td></td> <td>2歳児 10名</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 再開に係る書類の提出について法人へ通知</b></p> <p>令和5年4月1日から再開する場合の手続について、以下の内容を法人あて通知（令和4年11月15日発出）した。</p> <p>(1) 再開承認申請書及び都から指定された添付書類（※）を令和4年12月23日（金）までに区へ提出すること。</p> <p>(2) 定員20名の場合、国の基準では必要な保育士は6名であるが、区の基準では保育士7名に加えて非常勤保育士1名以上を配置する必要があることに留意すること。</p> <p>(3) 再開承認申請にかかる事前協議にあたっては、再開手続書類の作成状況に応じて、法人から区及び都へ連絡すること。</p> <p>※ 都から指定された主な添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用する全職員の雇用契約書</li> <li>・ 休止に至った原因究明及び労働環境の改善等の再発防止策を講じたことが分かる書類</li> <li>・ 当該保育所及び設置者全体の今後5年間の収支予算書</li> </ul>	区分	変更前		変更後		再開時期	令和5年4月 <b>1日</b>		令和5年4月 <b>以降</b>		認可定員	<b>27名</b>	<b>0歳児 7名</b>	<b>20名</b>	<b>0歳児 0名</b>		1歳児 10名		1歳児 10名		2歳児 10名		2歳児 10名
区分	変更前		変更後																					
再開時期	令和5年4月 <b>1日</b>		令和5年4月 <b>以降</b>																					
認可定員	<b>27名</b>	<b>0歳児 7名</b>	<b>20名</b>	<b>0歳児 0名</b>																				
		1歳児 10名		1歳児 10名																				
		2歳児 10名		2歳児 10名																				

	<p><b>3 東京都との情報共有について</b></p> <p>再開の承認基準等について、法的な見解も踏まえて東京都と事前協議を行い、課題の情報共有と対応方針の共通認識を図る。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>引き続き、保育士の採用状況等、保育園の再開準備の進捗を注視していく。</p> <p>また、再開承認申請が提出された場合には、都と連携・協議し、申請書類等の内容を慎重に確認の上、再開の判断を行っていく。</p>

## 対応経過

年月日	実施者	内 容
R3. 8. 27	園→区	保育士が大量退職する見込みであることの第一報 令和4年度の新規入所を停止したいと申し出
R3. 9. 15	区→園	令和4年度の受け入れ可能児童数及び職員体制を照会
R3. 10. 6	園→区	令和4年度の受け入れ可能児童数を30人(0～5歳児)に縮小したいと回答(現行定員70人)
R3. 10. 7	区→園	以下の3点について、令和3年12月24日までに回答を要請 ① 地域の保育需要を踏まえた定員設定の再検討について ② 保護者説明会の開催と利用者への丁寧な説明について ③ 大量退職の原因究明と再発防止策の報告について
R3. 10. 12	園→区	上記①について、受け入れ可能児童数23人(0～2歳児)と回答
R3. 10. 30	園→保護者	上記②について、園が保護者説明会を開催(区傍聴)
R3. 11. 13・14	区→保護者	区主催の転園相談会を開催(いづみ保育園ホールにて)
R3. 11. 22	区→園	区保育士による保育実施状況の確認を開始(月2～3回)
R3. 12. 24	園→区	上記③について、令和4年1月末日まで報告期限の猶予を申し入れ。常勤保育士が必要数9人に対し4人しか確保できていないとの報告
R4. 1. 14	区→園	令和4年度の園児数が0人になる見込みを伝え、以下を要請 ④ 保育士の採用状況を踏まえた令和4年度の運営継続について報告すること
R4. 1. 15	園→職員	法人弁護士が、職員に対して退職原因等のヒアリングを実施
R4. 1. 21	園→区	上記③について、ヒアリング結果及び対策の提出 上記④について、令和4年度は定員20名(1・2歳児)で保育を継続したいと回答
R4. 2. 7	園→区	4月に在園児童がいなくなることを受け、継続意向のある保育士全員に対して退職勧奨を開始したとの報告
R4. 2. 22	園→区	大量退職の再発防止策の補足として「保育士育成及び定着における改善策計画」を提出。定員20人での運営に必要な常勤保育士6人を令和4年8月初旬までに確保し、10月から募集再開を希望
R4. 2. 28	区→職員	退職予定の保育士へアンケート調査を送付(期限:3月10日)
R4. 3. 18	区→園	保育士一斉退職の原因について保護者説明実施を要請 (園から実施日時の確答なし)
R4. 3. 27	区→保護者	区主催の保護者説明会を開催(こども支援センターげんきにて)
R4. 3. 31	園→保護者	園主催の保護者説明会を開催(リモート開催)
R4. 4. 10 ～R4. 5. 24	区	いづみ保育園から他園に転園した園児54人について、心理職が転園先(16施設)に訪問し状況確認

## 対応経過

R4. 5. 23	区→園	園長ヒアリングを実施し、改善策の進捗状況等を確認
	園→区	令和4年10月としていた募集再開時期を延期したいとの申し出
	区→園	⑤ 改善策の具体的内容と募集再開の希望時期の報告を要請
R4. 6. 6	園→区	上記⑤について、「改善策計画の訂正について」を提出
R4. 7. 12	園→区	休止承認申請の提出 (区から都に7月15日進達、7月25日東京都承認) 園長から令和4年11月もしくは12月に園児募集を再開したいとの申し出
R4. 8. 24	都→区	都が「再開承認申請書」に添付する書類を指定
R4. 8. 30	区→園	園長に対して、再開時期等について聴き取り 令和5年4月1日に定員27名で再開をしたいとの申し出
R4. 10. 20	園→区	「令和5年度一斉入所の取扱い変更について」を提出
R4. 11. 15	区→園	「保育所の再開に係る書類の提出について」の通知を発出